

芦屋市生成 AI サービス提供業務
提案依頼用仕様書

令和6年4月
芦屋市企画部市長公室
DX 行革推進課

目次

1	業務件名	2
2	業務の目的	2
3	契約期間	2
4	本サービスの概要	2
5	本サービスの利用者	3
6	本サービスの要件	3
7	利用上限	4
8	留意事項	5
9	支払方法	5
10	機密保護	5
11	再委託	5
12	法令等の遵守	5
13	その他	6

1 業務件名

芦屋市生成 AI サービス提供業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、市職員の業務効率化、生産性向上を図ることを目的に、生成 AI サービス（以下、「本サービス」という。）を提供するものである。

3 契約期間

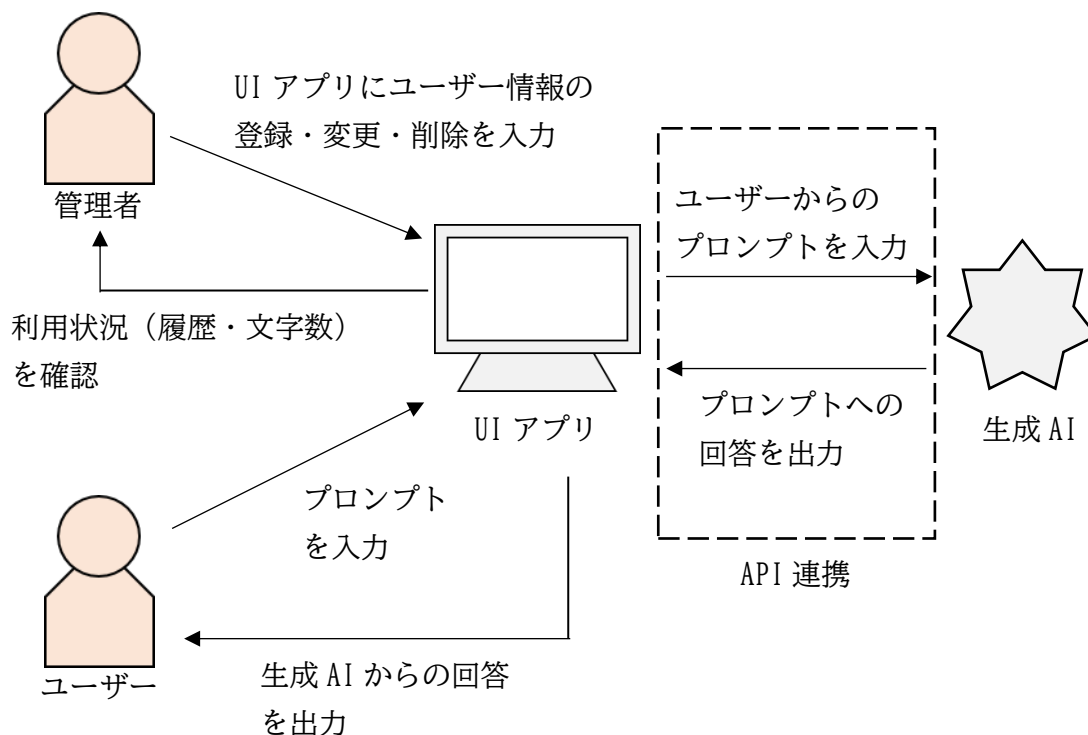
契約期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

サービス利用期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

※ サービス利用開始時点において、全庁で本サービスが利用できる環境を整備すること。

4 本サービスの概要

本サービスの概要を以下に示す。



5 本サービスの利用者

本サービスの利用者を下記のとおり定義する。

- (1) ユーザー
本サービスを利用する本市職員
- (2) 管理者
本サービスを管理する本市 DX 行革推進課職員

6 本サービスの要件

- (1) 基本要件
Microsoft 社の Azure OpenAI Service または Amazon Web Services 社の Amazon Bedrock（ともに国内リージョンに限る。）を利用した対話型クラウドサービスであること。
- (2) 利用環境
ア 本サービスは SaaS 型サービスとし、本市が職員に配備している業務用パソコンで LGWAN 経由で利用できること。
イ 本サービスは、Microsoft Edge で利用できることとし、専用ソフトをインストールする必要がないこと。
- (3) 認証
ユーザーのサービス利用時には、ID（メールアドレス等）とパスワード等により認証し、ログイン可能なこと。
- (4) 管理機能
ア 管理者側でユーザーのアカウントや利用状況の管理が可能であること。
イ チャット履歴（利用アカウント、利用日時、AI モデル、プロンプト内容、回答内容等）をログとして蓄積すること。また、当該ログを CSV ファイル等で出力できること。
- (5) セキュリティ
ア チャット履歴は日本国内のサーバに格納され、かつ他の契約者と共有されないこと。
イ 入力したプロンプト、回答が AI の学習に利用されないこと。
ウ 通信経路は暗号化されること。
エ ユーザーが入力できない禁止ワードを管理者が指定し、設定できること。
オ 上記禁止ワードや個人情報等が入力された場合、警告文の表示もしくはマスキング処理等ができること。
カ クラウドサービスの提供、または利用に関する国際規格の認証（ISO/IEC27017）、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）

への登録、またはこれらと同等の認証等を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。

キ 本サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。

ク 本サービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。

ケ 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄にあたっては、その情報を復元できないように処置すること。

コ 必要に応じて、本市が実施するセキュリティ監査（本市指定のチェックリストへの回答等）を受け入れられるものであることが望ましい。

サ LGWAN-ASP サービスリストに登録されているサービスであること。

(6) その他

ア プロンプトのテンプレートを設定し、各ユーザーが利用できること。

イ 本サービスの操作マニュアル（ユーザー向け、管理者向け）が提供されること。

ウ 契約期間中、利用方法の照会など、本市からの各種問合せに対応すること。

エ 計画的なメンテナンスまたは生成 AI の外部 API 側の影響等を除き、生成 AI サービスは 24 時間 365 日稼働とすること。

オ AI モデルは GPT-4 8k、GPT-4 32k、Claude 3 Opus、Claude 3 Sonnet、Claude 3 Haiku のいずれかが利用可能であること。

カ 前述のモデルに加え、GPT-3.5 等の性能に劣るモデルを併用できても構わない。

7 利用上限

契約金額内で以下の利用が可能であること。

- (1) ユーザーのアカウント数は 700 個以上作成可能であること。
- (2) 管理者のアカウント数は 1 個以上作成可能であること。
- (3) ライセンス形態が同時接続ライセンスである場合は、80 人以上が同時に接続できること。
- (4) 月に利用可能な文字数（入力文字数及び出力文字数を含む。）は、「6(6)オ」のモデルにおいて 2,500,000 字（為替レートが 1 米ドル=150.497 円における計算値。）以上とする。なお、利用可能文字数が為替レートにより変動する場合は、その変動が合理的と認められる範囲でなければならない。
- (5) 利用上限を超過した場合は、追加の費用を発生させず、利用を停止すること。

8 留意事項

- (1) ライセンス形態がユーザーライセンスである場合、契約したライセンス範囲内で使い回しができるなど、必要に応じて柔軟な利用ができること。
- (2) ライセンスについて、契約期間内であったとしても上位プランへの変更が可能であることが望ましい。

9 支払方法

支払いについては、毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を行い、検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

10 機密保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。

11 再委託

- (1) 再委託する必要がある場合は、再委託先を提案書に記載すること。また、契約の際は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。
- (2) 再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (3) 再委託時においても機密保護の規定を適用するものとし、受託者から再委託先に対して、本市から受託者へ対するものと同等の機密保持に関する契約を結ぶこと。

12 法令等の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、契約の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

- (4) 芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

13 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上